

電力・ガス取引監視等委員会

第4回料金制度専門会合

1. 日時：令和2年11月30日（月） 10：00－12：00
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、男澤委員、岩船委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、松村委員、村上委員  
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW監視課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第4回料金制度専門会合を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者は受け付けないこととさせていただきます、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

なお、本日、河野オブザーバーにおかれましては御都合により御欠席となります。

本日の議題は、「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、「ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価について」、「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について」の3点でございます。

では、これより議事に入らせていただきます。

以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長　ありがとうございます。それでは、まず1番目の議題ですけれども、「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、まず事務局から御説明をいただいて議論したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤取引監視課長　事務局でございます。よろしくお願いいたします。

資料3を御覧いただければと思います。まず、ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価ということでございます。

資料の3ページ目を御覧いただければと思います。ガス小売経過措置料金の事後評価についてでございますけれども、2017年4月にガスについて小売全面自由化後におきましても、事業者間の適正な競争関係で認められないことなどにより使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等において小売料

金規制を存置するとしたものが経過措置料金規制でございます。自由化直前のところで、旧一般ガスみなしガス小売事業者は202社おりましたけれども、そのうち、現在対象となっているのは9社ということでございます。

2つ目のポツでございますけれども、この9社のガス小売経過措置料金につきましては、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっております。今年度におきましても、経済産業大臣及び経済産業局長から電力・ガス取引監視等委員会に対して、9社のうち原価算定期間中の大阪ガスを除く8社のガス小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、本日お諮りするものでございます。

次のスライドを御覧いただければと思います。ガス小売経過措置料金の事後評価につきましては、経済産業大臣の処分に係る審査基準におきまして、以下の項目について評価を行うこととしております。

まずステップ1でございますけれども、規制部門のガス事業利益率による基準ということで、各社の規制部門のガス事業利益率の直近3か年利益が、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の過去の10か年度平均値を上回っているかどうかを確認するというようにしております。

ステップ2でございますけれども、規制部門の超過利潤累積額による基準、または自由化部門の収支による基準でございます。前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認いたします。この2つの、まずステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣が料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することとなっております。

次のスライドは、今申し上げたことが図になっているものでございまして、7ページ目を御覧いただければと思います。今回の事後評価についてでございますけれども、ちょっと小さくて見づらくて恐縮ですけれども、「ステップ1共通」というところを御覧いただければと思います。規制部門のガス事業利益率による基準でございます。一番上が各社の3か年度平均、その下が9社の10か年度平均でございます。この欄の一番右を見ていただくと3.6%、これを基準に1つ上の各社の3か年度平均を比較するというところでございまして、真ん中にあります京和ガス、熱海ガスについて、この3.6%を上回っているということでYesということになっております。残りの社につきましては上回っていないというこ

とで、ここで評価は終わりということになります。

次に、この2社についてはステップ2に進みまして、B、規制部門の超過利潤累積額による基準でございます。一番上が2018年度末までの超過利潤の累積額、その下が2019年度の超過利潤額、この2つを足したのが3つ目の⑤でございますけれども、2019年度末超過利潤の累積額でございます。京和ガスが9,500万、熱海ガスが-9,400万ということになっております。これと1つ下の一定水準額を比較するというものでございまして、これにつきましては京和ガスが2億5,300万、熱海ガスが2億7,800万ということで、いずれの社も一定水準額を上回っていないということで、Noということになります。もう一つの基準であります自由化部門の収支による基準でございますけれども、2018年度、2019年度の自由化部門の収支については、2社ともいずれもプラスになっているということで、2年連続赤字になっているかというところについてはNoということでございます。

したがって、以上8社につきまして全てNoということですので、変更認可申請命令の対象とはならないというものでございます。

8ページ目以降は、各社の概況について参考で付けさせていただきます。

最後、12スライド目を御覧いただければと思います。総評ということでございまして、評価の結果につきましては今7スライド目で申し上げたとおりでございます。最後、結論でございます。以上を踏まえまして、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかったということが事務局案でございまして、これを御了解いただければ、この結果を本会合の結論として親委員会のほうに報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた内容について御議論いただきたいというふうに思いますが、例によって御発言御希望の方は、Skypeのチャットにその旨、発言希望と希望される旨を記入いただきたいと思います。いかがでございましょうか。特によろしゅうございませぬか。

ありがとうございます。

それでは、事務局から何かございます。

○遠藤取引監視課長　　特にございません。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、事後評価の報告案については異論がないということでありましたので、事後評価の報告案については、細かい文言の修正が仮にあったとすれば私に御一任いただいて、これを電力・ガス取引監視等委員会へ報告するという事によろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次は、ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価についてであります。これも事務局から御説明、よろしいですか。それでは、お願いいたします。

○田中NW監視課長 お待たせいたしました。事務局でございます。資料4、ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価についてでございます。

ページをめくっていただきまして、資料3ページ、4ページを御覧いただけますでしょうか。ガス導管事業者の託送収支の事後評価につきましては、電力・ガス取引監視等委員会において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価を行うことが決定をされております。対象事業者といたしましては、託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者全147社ということになっております。

5ページ、6ページ目は、対象事業者のその対応ということになってございます。

7ページ、8ページを御覧いただけますでしょうか。本年度の評価の進め方ということでございます。各社の超過利潤累積額について一定水準額と比較しまして、変更命令の発動基準となる一定水準額を超えている事業者を抽出する。こちらがストック管理でございます。あと、各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超えている事業者を抽出する。フロー管理でございます。上記事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定があるかどうかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。なお、これらの結果につきましては、次回開催の監視委員会に報告をするとともに、それを踏まえて、経済産業大臣等からの意見の求めに対する当委員会の意見を回答する予定ということになってございます。

9ページのほうは参考資料ということになってございます。

10ページございますけれども、各社の超過利潤累積額について一定水準額と比較した結果は、以下のとおりということになってございます。J E R A、南遠州パイプライン、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）の7社は、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過してございます。

これらの7社につきましては、原則、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長の変更命令の対象となり得る。これらの事業者については、南遠州P Lを除き――次のページにその詳細を記載しておりますが、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認しております。

南遠州P Lについてでございますが、この南遠州P Lの託送収支計算書を確認したところ、当期超過利潤額が一定水準額を超過した理由は以下のとおりということでございまして、工事負担金収入を当期に一括して託送収支計算書の収入に計上しまして、工事負担金を当期純利益に算入した結果、その当期純利益を基に算出された当期超過利潤額が一定水準額を超過したためということで、これは一導と異なり、特導に対して託送収支計算書に工事負担金収入を耐用年数で分割して整備する等の制度的措置がないものでございまして、13ページのところを御覧いただきますと、13ページの左の図のように、一導の場合というのは、工事負担金収入を工事負担金対象設備の減価償却費の費用計上と同様に、設備の耐用年数で分割して収益計上をしまして、この費用に対応した収入額を計上される形になっているのですけれども、13ページの右のほうでは、工事負担金収入のほうは当期に一括して収益計上をしまして、他方で負担金設備の減価償却費というのは耐用年数で2年度以降も分割して計上されるということで、このような違いということになってございます。

したがって、12ページに戻っていただきますと、2番目のポツにありますとおり、南遠州P Lの当期超過利潤額は一括計上されました工事負担金収入によるもので、当該収入は工事費に充てられるため、還元すべき利潤がないことから、料金値下げは不可であり、上記を回避するため、一導と同様の制度的措置を特導に対しても速やかに講じるべきではないかということでございます。

また、南遠州P Lの2019年度の託送収支については、上記の制度的措置を講じたとしても遡って適用することができないため、工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、耐用年数により分割して整理する旨の事業者ルールの設定と託送収支の再提出を認めることとしてはどうかということでございます。

続きまして16ページ、フロー管理についてでございます。各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果というのは以下のとおりになっておりまして、26社において、乖離率が変更命令の発動基準となる－5%を超過しております。

17ページでございますが、管理率が－5%を超過した26社については、このまま翌事業年度の開始の日までに料金値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長の変更命令の対象となり得る。他方で、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいとされておりまして、これを踏まえ、事業者から期日までに料金値下げ届出を実施する予定であるか、または合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次のページのようになっております。

22ページでございますが、この表のとおり、22社において期日までに料金の値下げ届出を実施する予定ということで、4社において合理的な説明を実施するとの回答でございます。前者の22社につきましては、今後、料金値下げ届出の内容を確認することとし、後者については、その説明が合理的かどうかの確認を行いました。

次のページ以降が、その4社の説明ということでございます。19ページでございますけれども、犬山ガスの会社概要及び乖離率計算書となっておりまして、従業員28人ぐらいの規模の会社ということになってございます。

20ページでございますけれども、乖離率超過の要因ということでございますが、20ページ記載のとおり、2017年度に大口需要家A社の生産ラインの増強等が発生したことということでございまして、他方で2018年、19年にそれぞれ、そのほかの大口需要家の廃業等による需要減がございまして、この原価算定期間終了後の2010年9月時点においては、想定に比べ実績の需要量が少ない状況ということになってございます。

したがって、この2018年度から2020年度の3か年の乖離率を想定すると－3.75%となることから、現行の託送料金の水準維持が妥当と考えるという説明でございまして、この犬山ガスからの御説明は合理的であるというふうに評価できるのではないかとこのところでございます。

21ページ、大垣ガスでございます。こちらにつきましては、従業員数53人ぐらいの会社ということになってございます。

22ページでございますけれども、こちらの乖離率超過の要因につきましては、減価償却費及び事業者間精算費の減少ということでございまして、減価償却費については、予定さ

れていた導管延伸工事が国交省との調整のため、当初から3年延期となりまして大きく減少したと。現在は、当該工事は開始されまして、今後は想定どおりの減価償却費が計上される。また、事業者間精算費につきましては、2017年1月から3月の実績が計上されない算定ルールとなっていることから乖離が発生しているということをごさしまして、以上の2つの費用が計上されていた場合の乖離率は-3.4%となり、上記のとおり、次年度以降は乖離がなくなることが想定されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考えるということをごさしまして、以上の大垣ガスからの説明は合理的であるというふうに評価できるのではないかとということをごさします。

続きまして23ページ、福山ガスの概要でございますけれども、福山ガスにつきましては、広島県福山市の事業員数90人ほどの会社ということになってございます。

24ページでございますけれども、乖離率超過の要因につきましては、特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したということをごさしまして、特定の大口需要家への一時的な著しい需要増の発生を受けて、ほかの需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家への供給につきましては、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定がされていることとして、そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当であると。仮に当該特定の大口需要家の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると1.21%となり、現行の託送供給約款の水準維持が妥当と考えるということをごさしまして、以上の福山ガスからの説明は合理的であるというふうに評価できるのではないかとということをごさします。

最後に広島ガスでございます。広島市の従業員637名ほどの会社ということになってございます。

26ページでございますけれども、乖離率超過の要因でございますが、2018年度、2019年度に大口需要家A社の実績需要量が想定需要量を大きく上回ったことであるということをごさしまして、他方で、他の大口需要家B社の離脱が決定してまして、今後、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれるということとして、これらを踏まえ、2012年度単年度の乖離率を想定すると1.6%となり、翌年度以降、乖離率は-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考えるということをごさしまして、以上の広島ガスからの説明は合理的であると評価できるのではないかとということをごさします。

続きまして27ページでございますけれども、前頁までの結果を踏まえまして、料金制度専門会合としては以下の内容で取りまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいかということでございまして、27ページの中に書いておりますとおり、事後評価の対象事業者のうち7社につきましては、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。また、26社については、想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発動基準となる-5%を超過したということで、これらの事業者については、以下のとおり対応することが適当であるということで、想定単価と実績単価の乖離率が-5%超過した事業者のうち、犬山ガスなど4社については現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令は対象外とする。それらを除く事業者については、期日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣等から変更命令を行う。

ただし南遠州PLにつきましては、工事負担金収入額を当期に一括して計上せず、耐用年数により分割整理する旨の事業者ルールを設定した上で、再公表された託送収支において超過利潤累積額が一定水準額を超過しない場合には、変更命令の対象外とするということでございまして、南遠州PLでの事例に鑑み、特導における託送収支計算書の作成に当たっては、一導と同様の制度的措置を速やかに講じることが適当であるということで報告をすることとしてはどうかということでございます。

最後、今後のスケジュールということでございますけれども、30ページにございまして、本日、法令に基づく事後評価について取りまとめまして、また年明けにストック管理、フロー管理の結果、料金の値下げ届出が行われた場合における届出内容の確認等を行いまして、今年度の事後評価の取りまとめを行うこととしたいというふうに考えております。

また、資料5のほうを配付しておりますけれども、こちらは電気の託送収支の結果ということでございまして、電気の託送収支の結果についても既に公表されておりますので、そのデータについて資料5としてお配りをさせていただいております。しかしながら、こちらの電気の託送収支の事後評価のほうにつきましては、年明けの料金制度専門会合のほうで改めて御議論いただきたいというふうに考えておりますので、本日につきましては、こちらの資料の配付のみということにさせていただいております。ファクトデータの資料の配付のみにさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見を伺いたいと思いますが、御発言希望をチャットでお願いいたします。いかがでございましょう。

圓尾委員、御発言御希望でしょうか。どうぞ。

○圓尾委員　　事務局から御説明がありました各社の合理的な理由ですとか南遠州の取扱いですとか、基本的には賛同いたします。

22社、値下げを今後届け出されるというところに関して1点申し上げたいと思います。値下げが届出制になっているということなので、値下げが出されれば、それを基本的には受け取るだけということだと思いますが、この制度は、ちょうど20年前の第2次の電力・ガスの制度改正のときに、小売料金に関して取り入れられた制度だと思います。その趣旨は、基本的には、合理化・コスト効率化を事業者がやって、全て値下げで吐き出せとなれば効率化に対してのインセンティブが働かないので、頑張った分は、一部は値下げに回して消費者に還元し、一部は内部に取り込んで利益の拡大、内部留保に使っていいですよということで、お互いウイン・ウインの関係を構築していきましょうという趣旨で取り入れられ、それがこのガスの導管の託送収支の託送料金についても引き継がれているものだと私は理解しています。

したがって、届出が終わった後に内容を取りまとめて出していただけるということですが、まず乖離がなぜ起きているのかという原因の分析であったり、その内容に比べて値下げの幅が制度の趣旨に照らして適正なものなのかというのを確認したいと思いますので、その取りまとめを事務局にはしっかりとお願いしたいと思いますし、当然事業者はそういう制度の趣旨を理解して届出をされると思いますが、そこまでの間に、事務局ともよくコミュニケーションをとっていただきたいと思います。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。チャットではないようですので、よろしゅうございますか。

それでは、事務局には、今のはコメントということでよろしいですか。

○田中NW監視課長　　はい。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、今御意見いただきましたけれども、事後評価のあった報告案については、異

論はなかったということでございます。したがって、今後の対応は事務局にお願いいたしますが、また細かい文章がもしも修正ということであれば、その辺は私に御一任をいただきまして、これを電力・ガス取引監視等委員会へ報告をしたいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただこうと思います。

それでは、次の議題に入ります。

次は、託送料金制度のレベニューキャップの詳細設計についてであります。これも事務局から御説明をお願いいたします。

○田中NW監視課長 御説明をさせていただきます。資料6を御覧いただけますでしょうか。託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計についてということになってございます。

次の2ページ目、3ページ目につきましては、前回の第3回料金制度専門会合でいただいた主な御意見ということを記載しております。

4ページ目、御覧いただけますでしょうか。本日御議論いただきたい点ということでございまして、論点1につきましては、前回に引き続き、目標の設定と目標達成の評価方法、インセンティブの付与方法について御議論いただきたいというふうに考えております。論点2につきましては事業計画の内容、論点3につきましては収入上限算定の全体像及び査定方法ということで御議論いただきたいということで考えております。

5ページ以下、目標及びインセンティブの設定ということでございます。

6ページ、本日御議論いただく論点として、目標におけるインセンティブ設定の基本的な考え方及び目標設定、目標達成の評価方法及びインセンティブの付与方法ということになってございます。

7ページと8ページと9ページのほうにつきましては、前回の第3回料金制度専門会合での資料ということになってございます。

10ページからが本日の資料ということでございます。目標ということで御議論いただいていたわけですが、目標におけるインセンティブ設定の基本的な考え方ということで、10ページのほうに記載をさせていただいております。まず、目標設定のインセンティブということで、10ページの図のところを御覧いただきますと、パターン①というところにあり

ますけれども、達成により規制期間中における社会的便益を見込んでいて、定量的に評価が可能な項目ということで、具体的には、例えば停電量、誤算定、誤通知といった項目につきましては、インセンティブにつきましては、翌規制期間中の収入条件の引き上げ、または引き下げというのをインセンティブとして付与することとしてはどうかということでございます。

その下、パターン②というところでございますけれども、パターン②につきましては、達成により中長期的な社会的便益を見込む目標や定性的な評価を行う目標ということでございまして、仕様統一、設備拡充等といったところが考えられるところでございますが、これらについてはインセンティブとしては、規制期間における社会的な便益、または損失は必ずしも明確でないことを踏まえまして、その達成状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与することが妥当ではないかというのがパターン②でございます。

なお、10ページの青い枠囲いの3番目のポツにありますとおり、設備拡充や設備保全等の目標につきましては、未達成時にその費用、規制期間の収入上限から減額する。つまり、こういった設備拡充や設備保全の目標については、その目標を達成するために必要な計画、それに必要な費用というのをレベニューのほうに算定をするといったことが想定されるわけですが、それらの投資というのが実施をしなかった、未達成だったという場合には、その分の費用は不要であったということが当然ながら考えられるわけですので、その未達成時にはその分の費用というのを翌規制期間の収入上限から減額するといった仕組みを検討することとしてはどうかということでございまして、また、デジタル化等の効率化に資する目標については、平均以上の効率化を達成した事業者において、効率化分を翌規制期間の収入上限に反映する制度の仕組みなどを検討することとしてはどうかということでございます。

10ページの一番下の肌色の枠囲いのところを御覧いただきたいと思いますが、このようなインセンティブということで検討してはどうかということなのでございますけれども、翌規制期間の収入上限の引き上げ幅、また引き下げ幅については、今回まず第1規制期間ということもあり、まずは小幅とする方向で具体的な数値というのを今後検討してはどうかということでございまして、また各目標におけるインセンティブの付与方法や収入上限の引き上げ幅、引き下げ幅につきましては、規制期間を通じて変更しないことというのを原則といたしますが、状況や政策の変化等により必要が生じた場合には、審議会において見直しを行うということとしてはどうかということでございます。

続きまして11ページ、12ページにつきましては、各分野の目標及びインセンティブの設定の一覧表ということになってございます。

13ページ以下で各分野、個別の目標とインセンティブについてはさらに詳細を記載しておりますが、こちらの一覧表のほうで御覧をいただきますと、安定供給の停電対応ということであったり、再エネ導入拡大の早期かつ確実な連携ということであったり、12ページのサービスレベル向上の計量、料金算定、通知等の確実な実施といったこのあたりにつきましては、収入上限の引き上げ、引き下げというようなインセンティブとすることとし、そのほかの項目につきましては、基本的にはレピュテーションインセンティブの付与という形にしてはどうかということを一覧になっております。

13ページ以下、個別の項目ということでございます。13ページは前回の資料ということでございます。

14ページにつきましては、前回、安定供給については具体的には以下のような目標を設定することについて御議論をいただいたところでございまして、それを踏まえ、目標の設定、目標達成の評価方法及びインセンティブの付与方法について、今回御議論いただきたいというふうに考えております。

14ページ、こちらのほうにつきましては停電対応、安定供給というところでございますけれども、目標につきましては実際の停電量が一定水準を上回らないことを基本としつつ、引き続き詳細を検討するということとしてはどうかということでございます。

こちらの目標のところについて、さらに詳しい検討というところを16ページでしてございまして、こちらの停電対応における社会的便益の直接的な指標としては、停電回数や停電時間ではなく、停電量を目標として設定することが望ましいというところでございます。16ページの中ほどにありますとおり、停電量の採録のところにつきましては、停電量を把握するには停電時間の実績を基に推定する方法が考えられるというところございまして、停電時間、停電回数については実際の採録を可能というところであるのですが、ただし、一部の送配電事業者でシステム改修等の対応が必要となる見込みということでございます。

停電要因の分類ということにつきましては、災害時の外生性の強い事象に起因する停電量の扱いについては、今後さらに検討が必要ではないかというところございまして、停電時間、停電回数における外生要因、内生要因については実際の採録は可能ということでございますが、こちらも同様に、ただし一部の送配電事業者でシステム改修等の対応が必要となる見込みということでございます。

15ページに戻っていただきまして、したがいまして、目標のところについては停電量というのを基準とすることとしてはどうかということなのでございますが、ただいま御説明申し上げたような検討課題というのも一部あるというところでございます。

評価方法につきましては、15ページの真ん中に記載のとおり、目標の達成状況を各社ごとに評価するという形になるわけですが、事業者の説明により合理的理由による目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮をする。また、再エネ導入により安定供給に影響があった場合には、その影響についても事業者の説明を踏まえて考慮するということとしてはどうかということでございます。

具体的なインセンティブの付与方法ということで、15ページの一番下でございますけれども、停電量ということについては、目標の達成により規制期間中における社会的便益を見込むものであり、達成状況に応じて翌規制期間の収入上限の引き上げ、または引き下げを行ってはどうかということございまして、具体的な目標を達成した場合は収入の上限の引き上げ、未達成の場合は収入上限の引き下げといったこととしてはどうかということでございます。

以上が停電対応のところございまして、次に17ページでございます。安定供給の設備拡充というところでございます。設備拡充の目標といたしましては、現在、国及び広域機関のほうにおいて検討がなされていますマスタープランに基づく広域系統整備計画について、規制期間における工事全てを実施することとしてはどうかということでございます。評価方法につきましては、取組目標の達成状況を各社ごとに評価をするということで、ただし、事業者の説明により合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮することとしてはどうかということでございます。

インセンティブの付与ということですが、かなり中長期的に整備をしていくということでございますので、目標の達成により中長期的な社会的便益を見込むものであり、工事の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与してはどうかということございまして、また未達成の場合は、その原因と改善策を併せて公表することとしてはどうかということでございます。ただ、レピュテーションインセンティブの付与ということでございますが、先ほどちょっと御説明申し上げたように、レベニューの算定において計画を達成することを前提に費用を積んでいますので、計画未達成の場合には、その分の費用を翌規制期間の収入上限から減額することとしてはどうかということでございます。

18ページは参考資料ということになってございます。

次、19ページでございますけれども、設備保全のところでございます。前回の料金制度専門会合でも御議論があったところでございますけれども、目標のほうにつきましては、この19ページの上のところに記載のように、標準化されたアセットマネジメント手法で評価したリスク量（故障確率×影響度）を現状の水準以下にすることを前提に、各一般送配電事業者が高経年化設備の状況やコスト、施工力等を踏まえて中長期の更新投資計画を策定し、規制期間における設備保全計画を達成することということとしてはどうかということでございます。こちらのほうの話につきましては、前回の料金制度会合におきまして御議論いただいた際に、20ページの上にあるように、一般送配電事業者が設備の経年分布や中長期の施工力を把握した上で中長期計画を策定した工事物量の平準化を通じたコストの最適化を行うとともに、安定供給に支障がない範囲のリスク量を維持することが重要ではないかということでございまして、20ページの図にあるとおり、それぞれ設備の経年分布というものがあるわけでございますけれども、他方で施工力の制約等というのは存在をすると。

したがって、20ページの右のような形で中長期の更新投資計画というのを策定する中で経年分布や施工力というのを把握しまして、物量の平準化やコストの最適化というのをやる。その上で、安定供給に支障がない範囲を把握した上でリスク量の維持というのをすることが必要ではないかということで、19ページの目標にあるような形の目標ということとしてはどうかということでございます。

この目標の中の肌色の枠囲いのところに記載しておりますように、適切なリスク量の水準については、一般送配電事業者による評価や費用対効果も踏まえまして、国及び広域機関において引き続き検討することが必要。ただし、検討には時間を要することから、第1規制期間においては、まずリスク量を現状の水準以下に維持することを基本としてはどうかということでございます。

これを目標といたしまして、評価方法のところにつきましては、取組目標の達成状況を各社ごとに評価をするということで、事業者の説明により、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮するということでございまして、こちらのほうに関しましても、目標の達成による中長期的な社会的便益を見込むものであり、工事の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与してはどうかということなのでございますが、先ほどの設備拡充と同じように、

レベニューの算定において、計画を達成することを前提に費用を積んでいますので、計画未達成の場合には、その分の費用を翌規制期間の収入上限から減額することとしてはどうかということでございます。

続きまして21ページ、無電柱化でございます。こちらの無電柱化の目標につきましては、前回の料金制度専門会合におきまして、国交省や自治体の策定する計画を達成するということだと、果たしてフィージブルなものに限らないのではないかとといったような御指摘もあったことも踏まえまして、こちらのほうについては、もうちょっと丁寧に目標ということで設定してはどうかということで、21ページの記載のとおり、国土交通省にて策定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成することということでございます。具体的には、22ページのフローのように、無電柱化については国交省における無電柱化推進計画の策定プロセスと連動した目標設定及び工事計画の策定を実施するというようにしてはどうかということでございます。

21ページでございますが、評価方法とインセンティブの付与のところにつきましては、設備拡充や設備保全のところと同様のものにしてはどうかということでございます。

以上が安定供給分野ということでございまして、安定供給分野のところはちょっと重要な目標が集中していますので、かなり詳しく目に御説明をさせていただきました。以下のところにつきましては、かなり項目数も多くなっておりますが、重要なポイントを中心に御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

目標項目の設定（再エネ導入拡大）のところについては、前回専門会合においてこのような形ということでお出しをしていたところでございまして、具体的には、24ページのような目標を設定することについて御議論をいただいたところでございます。

25ページ、新規再エネ電源の早期かつ着実な連系の目標ということでございます。目標につきましては、接続検討、契約申込回答期限超過件数をゼロにすること、再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延件数をゼロにすることということとしてはどうかということでございまして、このような目標案とさせていただいていることにつきましては、実際にゼロである社というのが存在をしているということと、あとは国として何件ぐらい遅延してよいと示すというのは、なかなか適切というふうには言いにくいのではないかとということで、このような目標ということで御提案をさせていただいております。

評価方法のところにつきましては、目標の達成状況を各社ごとに評価をするということ

で、接続検討、契約申込回答期限超過について、申込者都合や特殊検討等による合意の上での遅延については個別説明を検討ということで、受電予定日からの遅延について、非常災害や発電者都合（工事遅延）などの外生的な要因で当初の予定日に変更されるケースについては、評価対象からの除外を検討してはどうかということでございます。目標の達成により規制期間中における社会的便益を見込むものであり、達成状況に応じて翌規制期間の収入上限の引き上げ、引き下げを行ってはどうかということでございます。

続きまして26ページ、再エネ導入の混雑管理につきましては、目標としては、国や広域機関において検討されている混雑管理（ノンファーム型接続や再給電方式、その他混雑管理手法）を実現する計画を一般送配電事業者が設定し、それを達成することということとしてはどうかということでございまして、計画は、今後の国や広域機関における議論を踏まえて設定することとしてはどうかということでございます。

評価方法については前段と同様ということでございますけれども、インセンティブの付与方法につきましても、中長期的な社会的便益を見込むものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与ということとしてはどうかということでございます。

続きまして、27ページは参考資料ということで、28ページでございます。28ページ、発電予測精度向上の目標ということでございますけれども、再エネ出力制御目的に発電予測精度向上等による計画を設定し、それを達成することということで、これについてもレピュテーションインセンティブの付与ということにしてはどうかということでございます。

続きまして30ページ、サービスレベルの向上ということで、こちらにつきましては前回、これらの目標ということとしてはどうかということで議論をいただいたところでございます。それを踏まえまして、さらに今回御議論いただきたいというところでございます。

31ページでございますが、需要家への接続というところにつきましては、再エネの発電側の接続のほうの話と同様に、接続検討、契約申込回答期限超過件数をゼロとすること、需要家と合意した供給予定日からの遅延件数をゼロとすることということとしてはどうかということでございまして、目標の達成状況を各社ごとに評価をするというわけですが、外生的な要因の部分につきましては、評価対象からの除外を検討してはどうかというところでございます。

32ページのところについても、計量、料金算定、通知等の確実な実施のところについては、接続送電サービス、臨時接続送電サービス、予備送電サービス等における各メニュー

の確定使用量及び料金について、誤算定、誤通知の件数をゼロとすることということで、31ページ、32ページの項目につきましても実際にゼロとなっている社がある、また国として、誤算定などが何件ならあってよいというふうに示すというのも余り適切ではないのではないかとということで、このような目標の案ということにさせていただいております。両者とも、達成状況に応じての翌規制期間の収入上限の引き上げ、引き下げを行うこととしてはどうかということにさせていただいております。

33ページにつきましては顧客満足度の項目でございますけれども、こちらの目標については、前回御議論いただきましたように、一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて取組目標を自主的に設定し、それを達成することということとしてはどうかということでございます、こちらにつきましては、この取組の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブの付与ということとしてはどうかということでございます。

34ページ、広域化の目標で、前回これらの項目について、この項目と設定することについて御議論をいただいたところでございます。今回、この評価方法、インセンティブの付与方法などについて御議論いただくということですが、設備の仕様統一化につきましては、35ページのように、国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした設備について仕様統一を達成するというところで、これについてはレピュテーションインセンティブの付与ということにしてはどうかということでございます。

また、38ページでございますけれども、系統運用の広域化のところにつきましても、需給調整市場の広域化を実現する計画を設定し、それを達成することということで、これについても中長期的な社会的便益を見込むものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブの付与としてはどうかということでございます。

39ページ、参考資料ということで、40ページ、災害時の連携推進ということですが、こちらにつきましても前回の御議論を踏まえ、一般送配電事業者10社が共同で作成し提出する災害時連携計画に記載された取組内容を達成するというところで、インセンティブの付与方法については、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブの付与ということとしてはどうかということでございます。

続きまして42ページ、デジタル化の項目ということにつきましては、42ページのような項目で設定するというところで前回御議論をいただいたところでございます。

したがって、43ページのように、目標といたしましては、一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて取組目標を自主的に設定し、それを達成することとしては

どうかということで、取組の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与してはどうかということでございます。なお、最初の10ページのところでも少し申し上げたように、取組を通じて平均以上の効率化を達成した事業者においては、効率化分を翌規制期間の収入上限に反映することとしてはどうかということでございます。

44ページは参考資料ということで、45ページでございます。安全性・環境性への配慮ということについては、一送のほうがステークホルダーの意見を聞きつつ自主的に目標を設定するという点について前回御議論をいただいたところでございます。したがって、それも踏まえ、46ページでございますとおり、目標としては、一送がステークホルダーとの協議を通じて取組目標を自主的に設定し、それを達成することとしてはどうかということでございまして、インセンティブの付与方法については、取組の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブの付与としてはどうかということでございます。

47ページでございますけれども、目標項目の設定(次世代化)のところにつきましては、以下のような目標を設定することについて前回御議論をいただいたところでございます。48ページのように、分散グリッド化につきましては、一般送配電事業者が配電事業等の分散グリッド化に向けた取組目標を自主的に設定し、それを達成することということで、取組目標は今後の国における議論を踏まえて設定することとし、具体的には下記のようなものを想定してはどうかということでございます。インセンティブの付与につきましては、取組の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブの付与ということとしてはどうかということでございます。

スマートメーターにつきましても、同様に国の審議会における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定し、それを達成することとしてはどうかということで、インセンティブの付与につきましては、レピュテーションインセンティブを付与することとしてはどうかということでございます。

51ページは参考資料ということになってございます。

続きまして、事業計画の策定ということでございます。事業の策定の全体構成というのは53ページの表に位置づけられるところとなっているわけでございますけれども、この事業計画の内容ということにつきましては、第1回料金制度専門会合におきまして、54ページにあるようなものが事業計画の内容ということになるのではないかとということで御議論いただいたところでございます。

したがって、事業計画の全体構成のイメージということでいきますと、55ページの

このような形になるのではないかとこのところでございます。第1章として、今のいろいろな目標というところが記載をされまして、第2章において前提計画というのが記載をされる。第3章において、目標を実現するための事業計画というのを設定することにして、事業計画の内容については、一送が届け出る供給計画や広域機関が策定するマスタープラン、アセットマネジメントガイドライン等の内容と整合的になるよう策定することにより、投資等の適切性を担保することとしてはどうかということでございます。

続きまして56ページ、収入上限算定の全体像ということでございます。57ページのような区分ということで全体像になってございます。

58ページ、第1回専門会合の資料ということでございますが、事業計画の実施に必要な費用というのを見積もりまして、収入上限を算定するといったところでございます。

具体的に収入上限算定の全体像ということでございますけれども、59ページの図を御覧いただきますと、真ん中の「見積費用の査定」ということでございますけれども、具体的にはこの図の中にありますとおり、CAPEX、新規投資や更新投資といったものにつきましては、投資量については送配電設備の確実な増強と更新の観点から、マスタープランやアセットマネジメントなどに基づいて必要な投資量が確保されているといったことを確認する。単価につきましては、コスト効率化の観点から、過去実績等に基づく単価の確認（個別査定）や事業者間比較による効率的な単価の算定（統計査定）を行うといったこととしてはどうかということございまして、他方でOPEX、人件費と委託費といったようなものにつきましては、コスト効率化の観点から、費用全体に対して主に事業者間比較による効率的な費用の算定（統計査定）を行うこととしてはどうかということでございます。

なお、この査定方法の詳細につきましては、今後、料金制度ワーキンググループを設置いたしまして、料金制度ワーキンググループにて御議論をいただくこととしてはどうかというふうに考えているところでございます。

続きまして、60ページでございます。一般送配電事業者のコスト効率化を促す仕組みというところがございますけれども、60ページの図にありますとおり、上半分のところにつきましては、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促すということでは一般送配電事業者間の横の比較ということで、費用査定（統計査定の活用）などといったところが考えられるのではないのかということでございます。さらに下半分のところにありますとおり、業界全体の創意工夫、技術革新に向けた取組ということを促すという観点では、

60ページの下の段にあるような、生産性向上見込み率等を用いた効率化係数の設定ということをする事としてはどうかということでございます。

こちらの効率化係数の設定ということにつきましては、参照する指標としては、61ページにありますような、例えば以下のような方式というのが考えられるところがございますけれども、詳細については、料金制度ワーキンググループにおいて検討を予定している具体的な費用査定（統計手法）等の詳細設計と併せて今後御議論いただくこととしてはどうかということでございます。

62ページは参考資料ということになってございます。

以上、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計についての御説明ということでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○山内座長　ありがとうございました。

それでは、御説明いただいた詳細設計の④、これについて議論したいと思います。御発言の御希望、チャットでお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。大体骨格ができてきたという感じのところまで来たのですけれども、実際に数値化してコストに反映させるものとレピュテーションなもの、この2つに分けてということなのですが、消費者庁から御発言要求ということでしょうか。資料7がありますので、これについて消費者庁のほうからお願いいたします。

○消費者庁　消費者庁でございます。今、吉田が所用で離席しておりまして、かわりにお話しさせていただきたいと思います。

前回の料金制度専門会合における議論の状況等を踏まえ、先日、消費者委員会の第12回電力託送料金に関する調査会が開催されたところなのですけれども、レベニューキャップ制度に関して調査会委員から出た意見を幾つか紹介させていただきたいと思います。

お手元の資料7にあるとおりなのですけれども、安定供給の指標のうち、デジタル化など長期で見れば消費者のメリットとなるものの、規制期間を5年とした場合の事業者のコスト負担とは、投資スパンが必ずしも一致しないものもあると思われる。そのような場合の対応を考えていく必要があるのではないかとこの意見がございました。

また、サービスレベル向上の指標のうち、顧客満足度のところに「一般送配電事業者がステークホルダーと協議を行うことも一案」との記載がある。今後、災害対応のレジリエンス向上や地域サービス向上においては消費者目線が非常に重要になってくるため、消費者意見の収集プロセスを含めて、よりよい方法を検討していただきたいとの意見がありま

した。

そのほか、レベニューキャップ制度の目標項目設定については、さまざまな性質の指標があると思われる。例えば指標や評価の指針を開示することや、評価する際のステークホルダーの関与の仕方なども重要である。指標の評価に当たっては、消費者委員会が何らかの形で意見を述べる機会を確保していただきたいとの意見がございました。

毎回になりますけれども、この場で今後も委員会の問題意識や関心事などをお伝えさせていただくこととしております。検討に当たっては、これらを踏まえていただくようお願い申し上げます。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

そのほか、発言はいかがでしょう。華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員　第1章の目標及びインセンティブの設定については、これまでも申し上げておりますけれども、第1期から定量的な目標設定を施行すると、棚ぼた的な収入が増えるリスクがあったりなど弊害も生れやすくなると思いますので、今回、一定量のレピュテーションショナルインセンティブを導入したということは、バランスがとれていると感じています。

一方、定量目標を設定することとなっている項目については、どういう水準の目標値を設定するかは慎重に検討すべきかというふうにも思っています。こういう目標値は、一見、高ければ高い目標値ほどいいように感じてしまいますけれども、55ページにあるように、目標を達成するために必要な投資内容が事業計画に織り込まれることになってきますので、必要以上に高い目標設定であったり努力目標的な目標設定は、国民にとっても費用対効果が低くなるおそれがあることは念頭に置いておく必要があるのではないかと思います。

また、達成困難な目標を設けても事業者の目標達成意欲をそぐことにもあるかと思しますので、その点にも留意した上で適切な目標を設定する必要があるのではないかというふうに考えています。

また、これまでも申し上げておりますけれども、事業者の努力と結びつく目標の設定をすることが重要だというふうに考えていまして、その点、それが難しそうな目標についてはおおむねレピュテーションショナルインセンティブとなっていて、御考慮いただいているのではないかと察しておりますけれども、停電の目標については内生的な事象と外生的な事象の切り分けが難しい面がありますので、目標の設定方法には留意が必要だというふうに考

えています。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

そのほか、御発言御希望いらっしゃいますか。圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員　ありがとうございます。まず、論点1について何点か申し上げます。

まず、19ページ、20ページのところは、前回、私もかなり意見を申し上げたところですが、このように整理していただいてありがとうございます。20ページのように、非常に長期に及ぶ高経年化対策を長期目標に沿って計画的にやっていくというのは非常に大事だと思いますし、20ページの右下のように、リスクが変動するということを我々ちゃんと認識して制度をつくっていくのは非常に大事だと思います。ただ、こうやって作業量を平準化するのも大事ですけど、一方で平準化してしまったときに、20ページの右下にあるように、リスク量があるべき姿よりも高まってしまうこともあると思いますので、そこでクリティカルな水準を超えないようにということも非常に大事で、そのバランス感覚が問われるのだと思います。

ですから、19ページのところにもありますように、適切なリスク量の水準というのをこれからかなり詳しく議論して詰めていかなきゃいけないのだと思いますが、それが非常に大事なポイントになってくるとは思いますけれども、書かれているとおりに非常に時間がかかる問題ですので、その意味でも、この課題のところにあるように「第1規制期間においては」という条件をつけて、リスク量を現状の水準以下で維持するというのは、致し方ないのかなと思っています。

それから、分かりやすいところで言うと、例えば25ページですとか31ページのところ、接続検討などでトラブルをゼロにする、誤算定などもゼロにするというのは、当たり前と言えば当り前の話だと思うのです。この辺をゼロにすることを大前提に、我々は、過去も託送料金で必要な経費を認めてきたはずだと思います。ですから、例えばこういった項目に関しては、ゼロを達成したからといってボーナスを与えるというのは、私は非常に違和感があります。それだけのコストを認めているのだからゼロにして当たり前で、できなければペナルティーをかけるという性質のものではないかと思っています。

同じような観点なのですけれども、停電のところに関しても、一定水準、基準を設けて、そこを上回ると、停電が下がったことで社会的な便益もあるからということでボーナスを上げるという考え方自体は理解するところですが、事業者の方が自らおっしゃっているよ

うに、世界最高水準というような状況にある日本の停電の少なさの中で、さらにコストをかけてリスクを低めることにどれだけ意味があるのかという、それを社会便益という金額で換算することにどれだけ意味があるのかも思います。

ですから極端に言えば、さっき申し上げたトラブルをゼロにするというのと同じように、ボーナスを与えないというのも一つの考え方だと思いますし、それが極端だとするならば、ボーナスの与え方とペナルティーの与え方と停電に関しては非対称にするとか、そういうことも一考に値するのではないかと思っています。

では、どういうところにボーナスを与えるべきかと言えば、将来的にわたって消費者の負担を下げていく、つまりコストを下げて、それが託送料金全体の引き下げにつながることに寄与した人たちにボーナスをしっかりと上げるべきであって、それは設備投資であったり修繕であったり、そういったものの効率化、抑制にいかに関与するかということだと思います。ですから、レピュテーションインセンティブで整理するようになっていますが、分かりやすく言うと、例えば仕様の統一化ですとか、そういったところで将来これだけのコストを削減できるといったようなものが見えてくるものに対してボーナスを与えるべきではないかなと思っています。

論点3の50ページのところで、人件費、委託費等を事業者間比較で効率的な費用削減をするというところですが、ちょっと問題はあるかなと思いつつも賛同したいと思います。デジタル化ですとか、そういったものの次世代型のネットワークを構築するために必要な人材を確保するためには、それなりのコストもかかると思いますし、それがうまくいけば、ベネフィットも事業者にとって出てくるわけですから、ここで、事業判断で、各社のマネジメントの判断でコストをかけるのも認めるべきだと思いますので、事業者間比較を人件費、委託費等に取り入れるのも一定の合理性があるのかなと思います。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

今のところまだ質問はないですけど、質問とか事務局からのコメントについては、ある程度のところでまとめてお願いしたいというふうに思います。

それでは、次は村上委員、どうぞ御発言ください。

○村上委員　どうもありがとうございます。まだまだ勉強をしながらの発言で恐縮なのですが、3点質問と、1点質問を兼ねた提案ということで発言させていただければと思います。

まず1点目は、今の圓尾委員が御指摘されたことと重なるかと思うのですが、10ページの全体像のところにも関係するかと思うのですが、全体的に、達成をしたときのボーナスを与えるというところがよく理解できていません。達成するためのコストは既にレベニューキャップのコストの中に反映されているものであれば、達成100%でプラスアルファのインセンティブが与えられるというのはよく理解できません。これについて、もう少し御説明をいただければと思います。

それと関連して、43ページのデジタル化のところのインセンティブの付与方法のところ。これも効率化分を翌期の収入上限に反映ということなのですが、効率化するとコストは下がるのではないかということも感じており、効率化のためにプラスアルファで使ったコストを翌期にフィードバックする、そういう理解で正しいのかどうかということを確認させていただければと思います。

3点目は混雑管理における対応及び発電予測精度向上に関連してくるかと思うのですが、例えば評価軸として再エネの出力抑制要請の頻度だとか、抑制しなければいけなかった量などについて目標値を設定して、その達成度を見ていくなどということは可能なのかどうかということをお伺いできればと思います。というのは、この出力抑制というのが、再エネにこれから投資していこうとしている方々に非常に懸念材料であるということを知っているということからです。

最後に、これは前回、再エネの導入に関しての目標設定でこの3点があることを理解したのと、導入量というのは目的、目標にするのはなかなか難しいというお話を伺った上で、の発言をさせていただいたのですが、ステークホルダーエンゲージメントによる自主的な目標設定を、再エネ導入の目標にもを加えることを提案したいと思います。これについても御検討いただければと思います。ありがとうございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

質問が幾つか出ましたので、何人かの委員の御発言をいただきましたので、ここで一旦切って、事務局から質問の回答とコメントについてお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

○田中NW監視課長　　それでは、ただいまありました御質問に関してお答えをさせていただきます。

まず1点目、計画の達成に必要なものというのは費用に積んでいるのに、それにさらにインセンティブを課すということにはどういう意味があるのでしょうかという御質問とい

うことだと思います。まず、停電のところなどで言いますと、送配電に必要な設備の費用というのは確かにレベニューのほうに積むわけですが、仮にこのインセンティブというものが無いとすると、少な目に設備なり投資なりというのを見積もってしまう。そうしますと、当然その分の費用というのはレベニューには乗せられるものの、その結果、停電というのが増えてしまうと社会的便益が損なわれるといったことが予想されるということでございます。

したがって、停電による社会的便益などが損なわれないように、停電実績に対してのペナルティーやボーナスといったところを付すことによって、しっかりと社会的便益を損なわないような投資を行っていくというところに対するインセンティブを与えるということ念頭に置いているというのが目的ということでございます。

あと2点目に、43ページのデジタル化などのボーナスのところなどについて、効率化効果の翌期へのフィードバックというようなところというのはどういった意味なのでしょうかとこのところで御質問いただいたかと思っております。例えば、効率化というのを頑張っていたしますと、その期の費用というのは当然下がるわけですが、翌期のレベニューの積み上げというのは、そのままですと効率化をして頑張って下がったところというのが出発、発射台というところになってしまっていて、その分というのは、ある意味頑張れば頑張る分だけ翌期の収入上限というのが効率化した分だけ下がってしまう。そうなりますと、その効率化を頑張るインセンティブというところが少なくなってしまうおそれがあるということもございまして、平均以上の効率化を達成した事業者については、その効率化分というのを翌期の収入上限に反映してあげて、効率化を頑張るインセンティブというのを確保してはどうかというのがこの2点目でございます。

混雑管理などのところで、出力抑制とかというような話のところ为目标として達成することにできないかといったところに関しましては、こちらは24ページのところにございまして、前回、再エネ分野の目標について御議論いただいたときに、再エネの導入量そのものであったりとか、あと出力抑制のようなものというのもそうだと思うのですが、そういったものそのもの目標というのは、ある意味一番分かりやすいところではあるのですが、基本的には、それらに関しましては外生的な要因というのが大きくて、一般送配電事業者の設定する目標とするのは難しいのではないかとこのことで御議論をいただいたところということかと思っております。

したがって、前回御議論いただいたところ踏まえまして、一送のほうで設定可能

なものということにつきましては、接続検討の超過件数や遅延件数といったところを定量的な目標とすることとしてはどうかということにしているところでございます。

以上、事務局からの説明でございます。よろしく願いいたします。

○山内座長　　よろしいですかね。

それでは、続いて松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員　　順に申し上げます。まず、スライド10のところです。この目標設定のパターン①のところで、目標によっては引き上げも引き下げも行わないことも想定されるということを書いていたことは、とてもありがたく思います。私自身は、基本的に「上げる」「下げる」「変えない」という3パターンを念頭に置くべきだと思っています。先ほど圓尾委員からも出てきたのですが、誤算定だとか誤通知だとかについては、基本的にゼロとがある意味当然。ゼロだったら引き上げるというのは違和感があるという発言があったと思いますが、私も意見を共有します。

しかし一方で、誤算定や誤通知が絶対にならないようにしようとすると、相当なコストがかかるのではないかと恐れています。目標値としてはゼロが適切だと思いますが、5年間で1件や2件あったからといって直ちに引き下げを考えなくてもいいのではないかと。国としては、当然目指すべき目標はゼロということだと思いますが、若干未達成があったとしても、変えないという対応はあってしかるべきだと思います。他の目標についてもそういうことはあり得ると思いますので、その点は考慮する余地があると思います。

次、スライド16を見てください。スライド16に関して、停電回数や停電時間でなく停電量を目標として設定することが望ましいというのは、私にはちょっとだけ抵抗がある。EUEを指標とするというのは、ある種キャパが足りないだとか、あるいはキャパが偏在しているだとかによって起こる停電を念頭に置いてリスクをはかるためには、それが適切だと思います。しかしネットワーク部門の責に帰するような停電で、本当にこれが望ましいと言ってもいいのか若干疑問に思っています。しかし前回、広域機関のほうから、これが望ましいと強く言われたということがあり、それを積極的に強く否定する必要もないと思いますので、とりあえず最初に設定するものとしては、停電量にするのは合理的な提案だと思いますので受け入れます。しかしこれについてはネットワーク部門の意見などもよく聞きながら、もし不都合があれば将来的には変える余地はあると思えました。

一方で、停電量の採録についてというところで、システム改修等の対応が必要となる見込みということですが、このコスト膨大にかかるということなら別ですけれども、このシ

システム改修が必要だから、停電量が望ましいけれども別のものにするという発想も望ましくないとしますので、システム改修が膨大なコストがかからないのであれば、着実に実行していただきたい。

次、スライド35を見てください。仕様統一に関してなのですが、この仕様統一は他の効率化と若干違う面がある。例えばB社がA社の仕様を受け入れて仕様を統一化したというようなときには、B社の英断によってB社のコストも下がるが、ロットが大きくなってA社のコストも下がる側面もあると思います。そうすると、自分が今までずっと使っていた仕様をあえてほかの会社に譲って統一したというところというのは、全体の効率化に貢献したという意味では、ある種のポジティブな評価がされる余地があってもいいと思います。ただ、それをどう設定するのかはとても難しい。インセンティブの与え方はとても難しいと思うのですけれども、何らかの配慮が必要だと思います。……

○山内座長 音声が不安定になっていますが、聞こえますか。あるいはこっちのシステムの問題かもしれない。

(機械不良により中断)

○山内座長 回復しましたので、御発言をお願いいたします。

○松村委員 次に、スライド61を見てください。今回の議題ではないことは十分分かっていますが、効率化係数の設定がとても重要だということは、繰り返し繰り返し申し上げてきました。どのような方式を採用するのかは今後ワーキングの議論ということですが、直近の需要の減少分をはるかに下回るような係数設定してしまえば、従来に比べて極めて甘い制度になるこの点について、十分直近の需要の減少の数値も参照しながら、それに比べて著しく小さな数字にならないように十分考えていただければと思います。

他の委員の方に対するコメントで申し訳ないのですが、停電率に関して、あるいは停電に関して、超過達成したらプラスで報酬が増えるというのに関して、疑念が圓尾委員から出されたのですが、もし現在の目標の設定が非常に高かったとして、それでポジティブに評価することの評価を適正にしたとすると、もし今の水準がコストに見合わないほど高い安定性の水準だとすれば、実際に事業者はそれを選択しないはず。目標値をはるかに超えるような、そんなところをターゲットにして投資をすることは決してしないと思いますので、仮に超過達成したところにはボーナスという格好にしたとしても、御懸念のようなことは本来起きないと思います。したがって私は、停電率が下がったところはポジティブに評価してもいいと思っています。

それから、村上委員の御指摘の再エネの抑制率というのを見るというのは、既に事務局から外生的な要因が多いということの御指摘はあったのですが、ある意味でそのとおりでして、ネットワーク事業者の努力によって抑制率が減らせるというのは、典型的には需要予測というか発電予測というか、これを正確にすることによって減らせるという可能性はあると思いますが、これは別途インセンティブを与えているということになっている。送電投資をきちんと行うことによって減らせる余地はありますが、これも、マスタープランを設計する段階でその点は十分考慮した上で、これだけの投資をすべしと言われて、それを実際に送配電事業者が投資することになると思いますので、それ以上のことだとほぼ外生ということになるかと思いますが。お気持ちはとてもよく分かるのですが、考慮されていないわけではなくて、送配電事業者ができることに関しては十分取り入れられていると御理解いただければと思いました。

以上です。

○山内座長　ありがとうございました。

システムの関係もございまして、時間を費やして失礼しました。ただ時間の関係もありますので、スピードアップしていきたいと思います。

川合委員、どうぞ。

○川合委員　何点か申し上げます。まず、10ページの考え方は、最初スモールスタートするというのは合理的だと思っています。2番目のインセンティブの分け方もよろしいかと思うのですが、3番目として、ここに幾つかのゼロというところが入っています。とりわけ誤請求とか遅延とか超過とか、このあたりをゼロにするという、目標としてはいいのですけれども、ここら辺、松村先生がおっしゃっていたとおり、ちょっとこれはやり過ぎると問題があると思っています。とりわけ私、弁護士ですので、この辺、これが超過しているのかとか過っているのかとか、当事者間で争いがあるとき、これは誤請求なのかどうなのかが争いになった時に誰が判断するのかという余分なことを考えなくてはならない。この判断を、例えば委員会がするのかとか、裁判所がするのか、この辺、余分な話になりかねない。争いが起こらないようにするとすると、更に、余分なコストもかかると余り効率的でないで、そのレベル感というのはよく考えたほうがいいと思っています。

4番目、あちらこちらに平均以上の効率化とかそういうのが何か所か、この目標、11ページから12ページのところにも出ています。「平均」という言葉は非常にくせ者だと思っ  
ていまして、apple to apple の比較が本当にできるのかなと思います。例えば東京と沖縄の

一送の方を比較しても、本当にそれが適切な比較となるのか。ここのところでそれを比較ができないとすると、何らかの変数を入れていくのだと思いますけれども、どういふ変数を入れるかというので変なバイアスがかかるのではないかということに気がしています。もちろんこの辺、併せて言うと、59ページから60ページにかけて「事業者間比較」という言葉があります。ワーキンググループでおやりになると思うのですが、こちら辺、気をつけてぜひ適切な比較のヤードストックをつくっていただきたいなというふうに思っています。

それから6番目、最後ですけれども、11ページから12ページ、それから後ろのほうに何か所か「ステークホルダーとの協議」というのがあります。消費者委員会のほうからもお話がありましたけれども、ステークホルダーというのは一体誰なのか。ステークホルダーって、必ずしも利害が皆さん一致していません。そういう中で、協議するのはいいのですけれども、協議の方向性とか指標、進め方、指針、この辺をある程度見えやすくしないといけない。単に協議すればいいのか、あるいは協議したときどのくらいその人たちの話を聞けばいいのか、配慮するのか、この辺が分からないで、単に協議すると言われてもなかなか決着はつかないし、皆様の意見が一致しなきゃ何もできないというのではしようがないと思いますので、この協議というのがどういう意味を持っているのかということも、ぜひどこかで明らかにしていただければなというふうに思いました。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございました。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員　私、今のお話とちょっと重複してしまうのですが、43ページの中の1項目としてデジタル化のお話で、ここにも「平均以上」というインセンティブの注書きが書いてあるのですが、そもそもレピュテーションインセンティブを与えるというのは、アウトプットサイドでの評価がなかなか難しい部分があって、インプットサイドで一定の投資及び目標を設定して、その到達度を見ていくという形のもの、社会的便益に対する到達度を見ていくということで、これに対して、平均以上の効率化というアウトプットサイドに近いようなもので、最後に翌期分の収入上限に反映するという、この流れがちょっと難しくないかなという気がいたしまして、御質問というかコメントというか、一言お話をさせていただきました。今、前の先生がおっしゃっていただいたことにちょっと重複して申し訳ございませんけれども、そういうような内容でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

次は野崎オブザーバー、お願いいたします。

○野崎オブザーバー　　ありがとうございます。私から2点、簡単にコメントさせていただきます。

まず1点目ですけれども、31、32ページのサービスレベルの向上について、先ほど圓尾委員、松村先生からもございましたけれども、こちらの回答期限超過、遅延の回数ゼロですとか誤算定、誤通知の件数ゼロというのは当然の目標と思いますので、これをもって収入条件の引き上げの対象とするということに関しては、私どもといたしても違和感を覚えておりますので、ぜひ御検討いただきたいというのが1点目です。

2点目でございますが、33ページの顧客満足度について申し上げます。「ステークホルダーと協議」とございますが、分社化したとはいえ同一資本の下にありまして、電力市場でも大きくシェアを占めております旧一電の小売部門の一存で取組目標が決まるようなことがないように、さまざまなステークホルダーの声を広く聞いていただきますようにぜひともお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

次は、石井オブザーバーどうぞ。

○石井オブザーバー　　ありがとうございます。10スライド目でございますが、前回の会合で私からも、収入上限の引き上げ、引き下げの幅についてはドラスチックに設定しないよう申し上げておりましたけれども、まずは小幅とするという方針を示していただいております、大変妥当と感じております。

続いての11、12スライド目に、目標として件数をゼロにするといった項目、幾つかございますけれども、委員の方々から既に御意見出ていますけれども、例えば1件だからすぐにペナルティーを科すといったような画一的・厳格に適用されてしまった場合、過剰な投資につながって、結果的にユーザーが負担する料金にも反映されてしまう、そういったような危惧も感じております。特にペナルティーを科す際には、個別・具体的に事情を勘案して、電力ユーザーにとっての費用対効果も含めて判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

次は、男澤委員どうぞ。

○男澤委員　ありがとうございます。私は論点3についてコメント、少し質問がございます。

まず、55ページのところですが、事業計画の全体構成という中で、ここで一送としても効率化計画をしっかりと織り込むようにという図が示されているかと思えます。その上で、例えば59ページのところでは、そういつて出てきた計画において、国のほうで見積り費用の査定を実施していくという流れ。さらに60ページのほうでは、その流れの中で2つ視点を出していただいている、横比較ですとか、あるいは業界全体についてという目線で、こちらは仕組みとしてそのとおりのかなと思っております。

一方で、少し私の理解が不足して分からない部分があるが、事業者のほうで事業計画に効率性を既に織り込んだものが出てきているという中で、効率化係数をさらにかけていくといったあたり、ここをどういうふうと考えて整理していくのかという点でございます。すなわち、仕組みとしては理解できているものの、事業者の事業計画の中でどこまでの効率化を見ていて、それに対して係数をどのようにかけていくのか。実績に対して効率化係数をかけていくということであれば理解できるのですけれども、もともと効率化を一定程度織り込んだ計画に対して、さらに係数をかけていったというふうなときに、そもそも事業計画で効率化をしっかりと織り込まなくなるようなおそれがあるのではないかと思いますので、どこまで事業計画の効率化をどのような形で織り込ませるのか、それに対してどういう係数をかけていくのかという点については、今後、丁寧な議論が必要なのかなというふうに思いました。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

では、北本委員、どうぞ御発言をください。

○北本委員　ありがとうございます。私はスライド10のところの全体的なコメントです。上限のインセンティブを与える点について、多分今後の議論になってくると思うのですが、事業者の方の効率化の動機づけ等、適正な設備投資をするためにどういうインセンティブを与えるかというところがもともとのスタートです。今の設定は各項目の費用に対するインセンティブの考えなのか、全体的な費用削減のインセンティブの考えなのか、少しまだ私の中で整理ができていないので、数値モデル等を用いて、関係者皆さんの理解が同じになるような形で進めていただきたいというのがまず1つあります。

例えば費用削減ができたときに、その費用削減して出したプロフィットについては、事業者の頑張った分を事業者に還元することと同時に消費者にも還元できるプロフィットシェアという考えがあると思うのですが、そのプロフィットシェアの考えと収入上限アップのインセンティブの整理が少し分かりにくいと考えています。

一方で、将来の投資のためには、その期間内に利益が出ない分以上に投資がもし必要になる場合には、ボーナス等を考えていくことが必要ではないかと思えます。

あと設備投資財源としては、プロフィットシェアと収入上限アップの2つがあると事業者のほうの管理コストも上がりますので、こういった形が事業者の動機づけになるような形になるか、事業者の方の運用に任せる方法というのはないのかというのも考えてみてはどうかと思いました。

一方で、効率化については一定以上の品質維持が絶対必要だと思いますので、その仕組みについては、各委員のコメントのように、検討課題だと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

次は松本オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。論点1におけるインセンティブ設定に関してと、論点3における一般送配電事業者の効率化を促す仕組みの2点に関しまして、発電事業者及び小売事業者の立場でコメントさせていただきます。

まず1点目ですが、10ページのところです。前回会合におきまして、インセンティブを付与する基準や水準につきましては、コストとのバランスや地域事情等を踏まえた評価など、発電事業者、小売事業者、そして需要家の皆様を含め納得感を持って受け入れられるようにスモールスタートとすることも一案というふうに発言させていただきました。そこで、10ページの論点1のインセンティブ設定パターン①におきましては、目標達成に応じた翌規制期間の収入条件の引き上げ幅、引き下げ幅について、まずは小幅とする方向性というものが示されておりまして、この方向性は、前回の発言におけるスモールスタートの考えに沿ったものというふうに認識しておりまして、賛同いたします。

また、個々の目標の評価に当たっては外生要因を考慮するということが示されておりまして、前回発言における評価の考え方に沿ったものであることと認識しておりまして、賛同でございます。引き続き、今後の詳細検討をしっかりと進めていただきたいと思います。

次に2点目です。論点3のところ。一般送配電事業者の効率化を促す仕組みに関し

まして、発電事業者、小売事業者としても、一般送配電事業者の効率化を通じて託送料金が抑制されることを期待しております。その上で、資料60ページを御覧ください。ここに一般送配電事業者間の横比較による統計査定というのがありまして、これに加えて、将来的な効率化を促す効率化係数の設定が行われるという2段階の仕組みが今回示されております。この点についていろいろな委員さんの御指摘もありましたが、小売事業者、発電事業者としましては、適切な査定をお願いしたいという一方で、安定供給やサービスレベルなどへのネガティブな影響が出ることを懸念しておりまして、そのようなことがないように効率化と適正投資などのバランスに留意して今後の詳細検討を進めていただきたいと思いますと考えます。

発言は以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

次、白銀オブザーバーどうぞ。

○白銀オブザーバー　関西送配電、白銀でございます。3点コメントをさせていただきます。

1点目ですが、論点1の目標項目の設定に関しまして、21ページの無電柱化の例で申し上げますと、説明にもありましたとおり、各道路管理者の道路工事状況などによって、事業者の工事が計画通りに実施できないといったような事象が発生いたします。このような外生要因による計画変更が多数を占めているという現状を踏まえまして、事務局の評価方法案におきましては考慮をいただいたものと理解いたします。

その他の項目につきましても、外生要因を配慮と記載いただいておりますけれども、特に収入上限に反映される項目におきましては、事業者の努力が適切に反映される評価方法となりますようお願い申し上げます。

2点目、これは本日の議論外ではありますけれども、61ページの効率化係数の設定につきましては非常に重要なものと認識しておりまして、今後議論していただく上で、②に記載いただいている電気通信の7.0%という指標がございますけれども、こちら事業環境の変化に伴いまして縮小されていく一部の事業に対する指標でありまして、長期的に事業継続する事業分野においては別の効率化係数が設定されていると理解しております。今後の議論を進める上で、託送事業に適用する指標として何が適切なのかという観点で、各業界の効率化の内容を踏まえた設定となりますようお願いいたします。

3点目でございます。委員からの御意見にございましたゼロの目標値を実現するという

ことで、そのためのコストというのは既に原価に織り込まれているのであれば、ボーナスは不要ではないかという御意見がございました。事業者の実態を申し上げますと、ゼロを実現することを当然目標としながらも、そのための様々な取組や工夫をしてございまして、託送料金を無暗に上げないように、何でもかんでもシステム投資をするというものではなく、一定程度、人が運用段階で頑張るといったような取組で実現しているという実態にございます。実績としてゼロになっているものでも、相当の運用の努力の結果としてそれが実現されているということを御認識いただければと思います。今後、適切な託送料金を実現できるようなインセンティブ規制の設計が大切だと思っておりますので、引き続き検討に御協力させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

村上委員、どうぞ。

○村上委員　　どうもありがとうございます。先ほどの事務局さんの御説明と松村委員の御説明でおおむね理解をしたところなのですけれども、それでも1点だけ申し上げたいのが、再エネの大量導入というのは、今後、本当に脱炭素を実現する上で重要なことですので、目標設定として、地域の人たち、ステークホルダーとの対話による定性的な目標設定というのを追加で御検討いただけないかということをもう一度申し上げたいと思います。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

そのほかに、御発言御希望はございますでしょうか。もしあれでしたら、事務局のほうから全体についてのコメントをお願いいたします。

○田中NW監視課長　事務局でございます。これまで活発な御議論、ありがとうございます。幾つか御質問、コメントをいただいた項目がございますので、そちらのほうに関して、現時点で幾つかお答えをさせていただきたいと思っております。

横比較のところに関して何人かの方々から御質問いただきましたけれども、横比較の際の地域特性などをどのように考慮していくかといったところに関しては、統計査定などをしていくときに、どのような変数を用いてどのような手法を用いていくのがいいのかというところに関して、今後、まさに検討させていただきたいというふう考えているところでございます。

また、北本委員などからも御指摘のありました、効率化をした分といったところに関し

て、これを翌期などにどのようにプロフィットシェアをしていくのかというところに関しても、まさにどのようにこのプロフィットシェアをしていくのかというところを今後検討していきたいというふうに考えております。この両者につきましても、詳細のところに関しましてはワーキングのほうで御議論いただく部分というのもあるかと思えますけれども、いずれにしましても、本日御議論いただいた各種の御指摘を踏まえ、さらにこの検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

そのほか、全体を通じて、何かさらに御発言の御希望ございますか。よろしいですか。

それでは、今もありましたけれども、本日皆様からいただいた御意見を踏まえまして、次回以降、より具体的な検討を進めてまいりたいというふうに思います。それについて、事務局については必要な準備をお願いしたいと思えます。

それでは、事務局から、最後に何か連絡事項があればお願いします。

○田中NW監視課長　　本日の議事録につきましては、後ほど事務局より連絡をさせていただきますので、御確認をお願いいたします。

次回会合については、余り間が空いておりませんが、12月14日月曜日、10時から開催することを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○山内座長　　ありがとうございました。

皆様の御協力によりまして、何とか時間内に終了ということになりました。御協力ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了ということでございます。再度申し上げますが、御協力ありがとうございました。

—了—